

池田裕子

日本統治下樺太における学校政策の端緒 —初等教育機関を中心に—

はじめに

本報告は、日本統治下の樺太において、最も早期に着手された初等教育機関の整備の過程を解明し、それを樺太民政署（1907年以降は樺太庁）の植民政策として分析しようとするものである。

樺太民政署（以下、民政署）は、1906年1月、市街地として区画したコルサコフ（大泊）に官費による小学校の設置を決めた。コルサコフのほかには、首都として選定した内陸部のウラジミロフカ（豊原：現在のユジノサハリンスク）と西海岸のマウカ（真岡：現在のホルムスク）に小学校を設置した。民政署は、これらの三市街地を政治と経済の拠点として集中的に整備する考えであった。

市街地以外については、農漁村の宅地として区画した場所（部落と称した）に移住者を受け入れた。当初は有力な農業や漁業の経営者がそこに簡易教育所¹を設置したが、これは住民の協同による設置と維持にかわり、民政署（樺太庁）の基準を充たした後は私立小学校として認可された。樺太庁は1908年に制定した「私立小学校補助規則」において、これらの私立小学校に対する補助金の交付を定めた。これ以降、樺太の私立小学校とは、農漁村に居住する住民の醸出金と樺太庁の補助金によって設立維持される小学校を指す。

樺太の初等教育機関は、市街地に設置された官立小学校と農漁村に設置された私立小学校とで成り立っていた。樺太庁が1920年にこれらの小学校の統合を見据えて制定した公立小学校制度は、この時成立した私立小学校の制度をその原型としていた。

このように、樺太の学校政策は、「新開地」とみなした地域に民政署（樺太庁）が新たに支配機構を構築しようとする過程のなかに位置づけることができる。日本人移住者が住民の90%以上を占めた樺太の場合、教育政策の主要な観点はその移住者をいかに植民政策に取り込むかに向けられた。

このような端緒を持つ樺太の学校についての戦後の歴史書は、北海道教育研究所編『北海道教育史 地方編2 樺太地方』（北海道教育委員会、1957年）が唯一である。同書は、「樺太における日本人子弟の教育は、領有直後の明治三十九年八月当時の民政署が豊原に樺太第二小学校を設立したのはじまるが、引続いて同年十月、大泊及び真岡にそれぞれ樺太第一・第三の官立小学校が発足し、この官立小学校と併行して、別に豊原を中心とする南部平地帯の農業部落や南部沿岸漁業部落に私立簡易教育所、あるいは私立小学校が設立され、以来一五年間樺太の初等教育は官立・私立の二本立てで経営された」と記している。そして、

¹ 教育所とは、「小学校令」によらない初等教育機関である。小学校よりも教科目と授業時間は抑制され、規制の緩やかなことが特徴であった。

その制度については、「官立小学校教員は優遇せられたが、一面同じ樺太で一層の悪条件下に奮闘する部落立の私立小学校教員には均霑しなかったので、この両者の待遇は天地の差を生じ」たとしている。

同書の記述は、小学校の設置に至る事実経過や制度について、実態の検討が不十分である。例えば、官立小学校の設置については、人口増加により「教育機関の設置を要望せられるに至った」という表面的な概括に終始している。私立小学校にしても、成立事情の検討を欠いたまま、官立小学校との教員待遇の格差のみが強調されている。従って、樺太の初等教育については、資料に基づきながら基本的な事実を確定していくことが今なお課題なのである。その際、樺太における小学校の設置がどのような政策意図の下に行われたのかについて注意を払い、植民地における小学校の設置がどのような意味を持ったのかという問いに接近することが重要であろう。

本報告では、最初に官立小学校と私立小学校の設置に至る経緯を検討する。そして、①民政署の主導による官立小学校が「模範的な」市街地建設事業の一環であったこと、②移住者の設置した私立小学校に樺太庁が補助金を交付し、住民掌握の拠点としようとした経緯を解明する。その後、官立小学校と私立小学校の制度を比較検討し、これらの小学校が樺太の統治を末端で支える役割を担った反面、市街地と村落との教育条件の格差を助長した事実を明らかにする。

1. 三市街地の建設と官立小学校の設置

日本は、占領直後のサハリン島に直ちに軍政を布いた²。軍の委任を受けた民政署が一般渡航者の受け入れを開始すると、漁業に商業に「一攫千金」を願う渡航希望者に加え、新天地を求める移住希望者が続出した。

これらの渡航者が最初に集中したのは、コルサコフ及びその周辺の漁業集落と、かつて西海岸の漁業基地として栄えていたマウカであった。民政署

表1 樺太在留民の職業上位5位

(1905年12月末日調査)

	上位業種	人数	/ × 100
1位	各業補助者	607人	31%
2位	日稼	295	15
3位	漁夫	235	12
4位	無業者	222	11
5位	物品小売業	112	6
1位から5位の合計		864	75
6位以下の合計		519	26
在留民総計		1,990	100

出典) 外務省編『日本外交文書 第37巻第38巻別冊 日露戦争Ⅲ』1959年 880～882頁により作成。

コルサコフ支署管内には男女合わせて1,479名、マウカ支署管内には297名、ウラジミロフカ支署

² 領有期の軍政及び民政の状況については、陸軍省編『秘 明治卅七八年戦役陸軍政史』第8巻1911年〔湘南堂書店1983年復刻〕；外務省編『日本外交文書 第37巻第38巻別冊日露戦争Ⅲ』日本国際連合協会、1959年、などを参照した。

管内には214名の在留者があった³。表1（「樺太在留民の職業上位5位」）によれば、その職業は、「各業補助者」・「日稼」・「漁夫」など、零細的で流動的な労働者が大部分を占めていた。

樺太軍司令官竹内正策少将は、「樺太占領後の拓殖」を重視しており、首都の選定にあたっては、農業殖民地ウラジミロフカに着目していた⁴。漁業の町コルサコフは出稼ぎ労働者が多く、拓殖上に及ぼす利益は極めて僅少で、「樺太の首府としては余りに南端に過ぎ、軍事上から見ると種々なる不利の事情」があると考えたのである。首都の建設にあたっては、日露戦争の「好個の記念」として「完全ナル大市街」とする意見を開陳していた⁵。

こうした観点は、軍の共通認識であった。竹内の後任である山田保永少将が時の陸軍大臣寺内正毅に宛てた意見書には、樺太の戦略上の価値は「実ニ寡少」であるが、「本島ニ於ケル経営施設ノ如何ハ列国ノ監視スル所ニシテ国家ノ榮辱ニ関スルヤ大」であるため、「外ハ以テ列国ニ対スル威信ヲ保チ内ハ以テ安寧静謐ヲ維持シ敵国ノ侵入ヲ防止シテ本島ノ住民及資源ヲ保護シ天賦ノ富源ヲ開拓シテ大和民族ノ繁栄ヲ図」⁶と述べられていた。これらの資料は、軍政当局者が「列国ニ対スル威信ヲ保」つため、樺太経営を成功させることを強く意識していたこと、樺太における市街地（殊に首都）の建設は、こうした意図が多分に影響していたことを示していた。

樺太は、当時の日本が最も重視していた軍事上の位置づけにおいては低い評価が与えられたが、いったん日本の領土となった以上、その経営は日本にとって、自国が近代国家であることを示す国家事業と見なされた。

渡航者受け入れからおよそ半年後の1906年1月31日と2月2日、樺太守備隊の要員と民政長官の熊谷喜一郎（在任1905.7.28～1907.3.31）を筆頭とする民政署員が参加し、「市街設計に関する会議」が開催された。この会議では、軍の意見通り豊原を首都に選定し、あわせて豊原～大泊間の鉄道敷設を計画した。その後、民政署本署の所在地である大泊の幹線道路を定め、建築予定の官庁・警察・郵便局・学校・病院・神社・寺院・兵舎など、各種施設の場所を定めた⁷。

³ 樺太民政署附副領事より外務大臣に宛てた1906年9月27日付の報告書による（「樺太状況報告ノ件」前掲『日本外交文書 第37・38巻別冊日露戦争Ⅲ』、882頁）。

⁴ 樺太庁長官官房編『樺太施政沿革 後編（下）維新以後』同庁（豊原）、1912年、29頁。ここには、「南軍指令官竹内正策氏ハ該地点ノ将来南部樺太ノ中心地点タル可キヲ洞察シ、寂寞タル山間ノ殖民部落ニ模範的市街ヲ建設セントスルノ意アリ。当時従軍シタル操觚者ニ屢内外ノ議損ヲ募リテ、完全ナル大市街ヲ創設シ、以テ日本民族ノ膨張力ヲ宣揚ス可シト鼓吹シタル処アリ」と記されている。三木理史は、「移住植民地樺太と豊原の市街地形成」（人文地理学会『人文地理』51-3、1999年、10～11頁）の中で、同様の箇所を引用し、この事業が「極めて植民地的意図の下に行われた」と指摘した。

⁵ 「樺太拓殖策（竹内將軍の談）」日本新聞社『日本』1905年9月8日付〔ゆまに書房1991年復刻〕。

⁶ 山田保永「秘 樺太島ノ現況及軍事上ノ施設ニ関スル意見」陸軍省『満密大日記』M39-3第1号〔防衛庁防衛研究所図書館所蔵〕。この資料は、1906年4月14日付けで寺内陸相に宛てた文書であり、引用文の後には、樺太の首都をコルサコフよりもウラジミロフカとする妥当性についての意見が続く。

⁷ 前掲『日本外交文書 第37巻第38巻別冊日露戦争Ⅲ』871～873頁。

この決定から2ヶ月後の1906年4月、小学校設置の動きが各地で具体化した。例えば、樺太の「売春婦中には尚ほ学齡相当の少女」があり、「有識者が憂慮」したため、調査を行った民政部長が「渡航学齡児童の爲め簡易教育所を設置」する計画を公表した⁸。真岡では、有力者が私立小学校の設置を計画し、民政署に認可を求めたところ、官立小学校の設置計画を理由に却下された⁹。ブリジネー(追分)では7月8日に浄土宗の従軍布教師が簡易教育所を開いていた¹⁰。これは、初等教育機関としては、市街地の官立小学校より一ヶ月早い設置であった。このように、民政署の計画と前後して、住民側からの学校設置要求が表れた。

民政署は8月、豊原に帝政ロシア時代の建物を仮校舎として樺太第二尋常高等小学校を開校した。次いで大泊には10月に樺太第一尋常高等小学校を建設、開校し、真岡にも同月、ロシア時代の建物を仮校舎に充てて樺太第三尋常高等小学校を開校した¹¹。

表2 官立小学校所在地の人口及び在籍児童数・学級数及び教員数

1906年末		学校名	年度	在籍児童数			学級数			教員数
戸数	人口			尋常	高等	合計	尋常	高等	合計	
大泊市街地 1,033戸 4,675人		樺太第一	開校当時	158人	54人	212人				4人
			1906年末	267	73	340	3	2	5	4
豊原市街地 145 1,509		樺太第二	開校当時	15	4	19				2
			1906年末	36	10	46	2	1	3	2
真岡市街地 428 1,597		樺太第三	開校当時	72	25	97				1
			1906年末	100	47	147	2	2	4	2
合計		合計	開校当時	245	83	328				7
1,606	7,781		1906年末	403	130	533	7	5	12	8

出典) 市街地の戸数及び人口は、樺太庁編『樺太庁治一斑』第1回、1908年；在籍児童数及び1906年末の学級数と教員数は、樺太庁編『樺太要覧』1908年；開校当時の教員数は、室岡三代吉著、兼発行『樺太教育の変遷と私の生活記録』(札幌)1932年(2～3頁)、による。

民政署は、樺太の人口の60%以上が集中していた三市街地に官立小学校を設置した。それは、三市街地、とりわけ豊原が樺太における政治経済の中心地として発展することを目的とした施策の一環であった。民政署は、官吏、あるいは樺太開発に関わりを持つ商業及び工業従

⁸ 「樺太特信」『北海タイムス』1906年4月20日付。

⁹ このため、民政署は、有力者の寄附で建てた校舎を後に買収し、樺太第三尋常高等小学校校舎とした(「真岡小学校沿革」『樺太日日新聞』1925年8月13日付)。

¹⁰ 「樺太特信」『北海タイムス』1906年7月19日付；秋山審五郎『樺太案内』稚内案内発行所(稚内)1906年、94頁)。

¹¹ 官立三小学校の開校月日については諸説がある。例えば、最も早い時期の刊行物である前掲『樺太案内』(94頁)には、開校日が樺太第二(8月7日)、樺太第一(9月15日)、樺太第三(9月15日)とあり、樺太庁編『樺太庁施政三十年史』(1936年)では、同上8月8日、10月1日、10月5日と記述されている。樺太で教員をつとめた室岡三代吉の著作兼発行による『樺太教育の変遷と私の生活記録』(札幌)1932年、には、同上8月5日、10月1日、10月5日とあり、判然としない。

事者が多く居住する市街地の小学校を集中的に整えて他の小学校の規範とし¹²、樺太の小学校を指導する立場に置こうとしたのである。

1-2 小学校の制度

民政署は、1906年9月4日に「樺太小学校内則」（民政署訓令第31号）を定めた。第一条では、「小学校ハ内地人ノ学齡兒童ヲ教育スル所トス」と規定し、第二条は、「小学校ハ所轄支署長之ヲ管理ス」とした。ここには教育理念は特にうたわれていない。日本人移住者をまずは対象とし、尋常小学校では、修身・国語・算術・体操及び唱歌を、高等小学校（4年制のみ）では修身・国語・算術・日本歴史・地理・理科・図画・体操・唱歌（女兒には裁縫）を教授するとした（随意科目は置かない）。同内則では、授業料を徴収しないこと、保護者に就学義務は課さないこと、長官の裁量により土地の事情を考慮した休日の設定を許可した。これは、樺太の当時の基幹産業である漁業の繁忙期に児童の労働力を必要とする移住者への積極的な「配慮」を示すものであり、彼らの不安定な生活を念頭に置いたものであった。

この翌年、日本政府は樺太庁官制（1907年3月15日勅令第33号）により、長官官房、第一部、第二部からなる樺太庁を開庁し、教育行政を第一部の所轄とした（4月1日施行）。同時に樺太を内務大臣の指揮監督下に置き、文部大臣の職務は内務大臣が、府県知事及び市町村長の職務は樺太庁長官と各支庁長が行うこととした。

これ以降、小学校は、1908年3月23日公布の「樺太ニ於ケル小学校ニ関スル件」（勅令第45号）及び、「樺太ノ小学校ニ関スル件施行方」（内務省令第6号）によることとなった。目的規定は、「第三次小学校令」（改正1907年3月21日勅令第52号）と同様であり、「小学校ハ兒童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルコト」とされた。教科目も同様であり、尋常小学校では、修身・国語・算術・日本歴史・地理・理科・図画・唱歌・体操・（女兒には裁縫）を教授し、「土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得」とされた。高等小学校では、尋常小学校で教授する科目以外に、手工・農業・商業の一科目又は数科目を加えること（但し、農業と商業を併せて課すことは不可）、「土地ノ情況ニ依リ英語ヲ加フルコトヲ得」（但し、農業・商業・英語は随意科目）とされた。

この制度は、内務大臣原敬の「概ネ内地小学校令ノ規程ニ準拠シ之カ制度ヲ制定セン」¹³という方針に沿ったものと説明されている。「第三次小学校令」との相異は、市町村の所管する小学校の設置、費用負担及び授業料、管理監督の部分の規定を、樺太には市町村がないために除外したことであった（さらに樺太庁長官には、府県知事に法認されていた教員免許状の交付、及び剥奪権は与えられなかった）。

¹² 谷口英三郎『樺太殖民政策』拓殖新報社、1914年、403頁。前掲『樺太教育の変遷と私の生活記録』（4頁）によれば、「三庁立小学校長は私立小学校教員に対しては宛然監督官の如き権勢があった」とある。

¹³ 「樺太ニ於ケル小学校ニ関スル件ヲ定ム」『公文類聚』第32編、明治41年・第13巻 請求番号 1-2A-100-11・類-01063-100〔国立公文書館所蔵〕。

これらの規定は、就学義務、学校設置義務、就学保障義務を兼ね備えた近代日本における「義務教育制度成立」の画期と評されている¹⁴「第三次小学校令」及び同施行規則にある義務教育の条件の中で、保護者の就学義務のみを適用したものであった。このように、保護者に就学義務を課したことは、日本の植民地としては初めてのことであった。

次に、官立小学校教員の待遇と官立小学校の財政について確認しよう。

教員の身分は内地の市町村立小学校の教員と同様に待遇官吏とされたが（台湾は官吏）、給与は他の植民地にならい本俸8割加俸で、旅費・官舎費等の諸手当も官費で支給された。恩給資格についても1900年3月31日法律第75号「台湾ニ在勤スル地方税支弁ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ学校職員退隠料及遺族扶助料ニ関スル法律」の準用により、在勤1ヶ月に対し半ヶ月の加算の特典を得ることができたのであった。

住民の教育費負担について、官立小学校の場合は全て国庫支弁であり、授業料の徴収も行われなかった（但し、「庁立小学校授業料規程」（1910年11月25日樺太庁令第31号の制定まで）。樺太庁は教育費の全額を負担することにより、市街地住民の負担を抑えていた。官立小学校の制度は、市街地への人口の吸引とその定着を企図した施策として位置づけられたのである。なお、官立三小学校は、1908年4月1日樺太庁告示第14号により、それぞれ樺太庁立大泊尋常高等小学校・樺太庁立豊原尋常高等小学校・樺太庁立真岡尋常高等小学校と改称された。

2. 私立小学校の設置

2-1 入植者による私立小学校の設置

民政署は農業移住者の受け入れを1906年より開始し、農業や牧畜を目的とする移民に限り、未墾地を無償で貸付けることとした（1906年4月20日軍令第44号「官有地土地建物貸付仮規則」）。この翌月から、豊原支署管内の農業植民地を中心に、農業移住者が入植し、簡易教育所を設立した¹⁵。記録として残っているのは、主として北海道を経由した農業移住者が入植し、教育所を設置したケースである（北海道からの移住者は全体の約半数を占めた）。日本人移住者で資金を有する者は、本国に帰還するロシア人から安価で家屋・畑・家畜などを入手し、それらを利用しながら樺太への定着を試みた。

しかしながら、移住者の手記¹⁶にもある通り、北海道より更に厳しい気候条件下にある樺太への移住直後の農村の生活は極めて困難であり、生存が脅かされる状況すらあった。失意のうち

¹⁴ 花井信『製糸女工の教育史』大月書店、1999年、31頁。それは、保護者に学齢児童就学義務を課した第32条と、この前提条件である町村への学校設置義務を定めた第6条、そして1907年の改正による修業年限の統一（6年）を論拠とする。ほかには義務教育拡充の条件として、授業料不徴収を定めた第57条、義務年限にある児童を雇用する場合の就学について定めた第35条、小学校教員の不足を解消し、地方への分散促進を企図した小学校教員の身分保障と代用教員制度の制定が特徴であった。

¹⁵ 坂本泰助・孝信共著『樺太之豊原 第一篇 沿革編』1922年、83頁、同『人物編』192-193頁。

¹⁶ 「移住当時の思ひ出」『樺太』第13巻第3号、樺太社、1941年3月1日（豊原）；樺太庁農林部『樺太農家の苦心談』（豊原）、1929年、など。

に樺太を去る者も少なくなかった。

漁村における小学校の設置は、農村より多少遅れて進んだ。民政署（樺太庁）は、小学校の設置を奨励したが、生活難から子どもを労働力として確保したい保護者の思惑もあり、設置はさほど順調には進まなかった。そのような場合、移住者の中の有力者や官吏が説得を重ね、住民中に教育熱を喚起するケースもあった¹⁷。

1907年までに設置を見た私立の簡易教育所と小学校は、豊原支庁管内が最も多い8校を数え（1907年の村落人口は2,853人）、次いで大泊支庁管内の農漁村の3校（同1,615人）、漁業従事者を中心に村落人口の最も多かった（同3,651人）真岡支庁管内の村落には、「設備極めて不完全」な寺子屋式の教育所が1校設置されていた¹⁸。

樺太庁は、1907年に設置された小学校については「経費ノ許サハルモノアリシ」ため、補助を行わなかったが¹⁹、翌年から補助金を交付した。私立小学校の設置は、この措置により進展した。

1910年になると、好漁と交通機関の発達による人口の増加とが呼応して、1907年には1箇所には過ぎなかった真岡支庁管内の村落、及び3箇所であった大泊支庁管内の村落における私立小学校数は徐々に増加傾向を示し、1911年には農業移住者の多い豊原支庁管内を凌駕するに至った（表3「各支庁管内における私立小学校の設置状況」）。

表 3 各支庁管内における私立小学校の設置状況

（単位：校）

	豊原	大泊	真岡	敷香	名好	計
1906年	3	0	0	0	0	3
1907年	8	3	1	0	0	12
1908年	11	4	4	1	0	20
1909年	11	7	12	1	0	31
1910年	15	12	18	3	2	50
1911年	15	16	22	4	2	59
1912年	16	17	28	4	3	68

出典『樺太要覧』1908年、1912年、『樺太庁治一斑』第1回から第5回により作成。

1910年の時点での私立小学校の設置及び維持の方法を新聞記事により確認すると²⁰、住民の醸出金を基本としながらも、共同耕地から収穫した農作物の売上金や、漁業経営者あるいは地域の有志による寄附、組合漁場の収益など、様々な方法で学校経費を捻出していたことがわかる。

住民は、「子供の通ふ学校もない処では到底成功することが覚束ない」²¹と考え、容易ではない生活のなかで授業料を支払い、小学校のために醸出を行った。人口の増加と生活の安定傾向に伴って小学校の設置は進んだが、このことは、樺太庁政にとっては、教育上の意義に止まるものではなかった。

¹⁷ 坂本泰助・孝信共著『樺太之留多加』樺太町村史刊行会（大泊）、1923年、96頁。

¹⁸ 樺太庁編『樺太要覧』1908年、57頁、317頁。

¹⁹ 同前、316頁。

²⁰ 「メレヤの私立小学」『樺太日日新聞』1910年5月19日付；「私立小学校補助問題」同前6月2日；「各地の私立小学校」同前7月15日；「豊原支庁管内学事状況」同前11月19日付。

²¹ 前掲『樺太農家の苦心談』9頁。

2-2 「私立小学校補助規則」の制定

領有当初の入植地においては、住民の選出した総代（多くは移住者の代表格で小学校設立者を兼ねる）が私立小学校の管理全般を含む公共事務を行っていた。私立小学校の設置と廃止について、樺太庁は1908年4月21日、「私立小学校及幼稚園、盲亞学校其ノ他ノ小学校ニ類スル各種学校ノ設置廃止ニ関スル規程」（樺太庁令第8号）により長官の認可を義務づけた。校長と教員の採用及び解職については、同年7月10日に「樺太ノ小学校ニ関スル件施行方」を改正（内務省令第11号）して、樺太庁長官の認可制とした。

樺太庁は、小学校制度の制定と同時に、私立小学校の設置奨励とその安定化をうたって1908年6月3日に「私立小学校補助規則」（樺太庁令第9号）を、翌年10月3日には、「部落総代規程」（樺太庁令第31号）を定めた。「部落総代規程」では、樺太における末端行政の事務を補助する部落総代を支庁長の選定による名誉職とした。住民の選挙によらない官選総代である。同日発した同「規程」の「取扱事項」（内訓第11号、1911年6月の樺太庁訓令第17号にて改正）では、部落内の学齢児童の就学に関する事項と学校管理を総代に一任する旨を定めた（他には住民の居住管理と衛生に関する事項があった）。

樺太庁は、私人に委ねていた学校設置（及び廃止）と教員人事については樺太庁の認可を義務づけ、学校管理の権限を官選総代に与えて学齢児童の就学奨励と小学校運営に対する管理体制を作った。以後、樺太庁は、ほぼ1年毎に私立小学校に関する法令を改正した。その概要は表4（「私立小学校関係法令の推移」）の通りである。

表4 私立小学校関係法令の推移

	公布年月日	法令種類及番号	法令名称
	1908年6月3日	樺太庁令第9号	「私立小学校補助規則」制定
	1910年4月8日	樺太庁令第11号	「私立小学校補助規則」中改正
	1911年6月30日	樺太庁訓令第17号	「部落総代取扱事項」制定
	1912年6月28日	樺太庁令第17号	「私立小学校補助規則」中改正
	1914年5月19日	樺太庁令第15号	「私立小学校経費補助規則」制定

「私立小学校補助規則」の改正（②）では、補助金交付の対象を小学校の設立者から樺太庁長官の指定した位置に住民の共同で私立小学校を設置する場合の教員俸給に限定し、会計係を置いた。「部落総代取扱事項」の改正（③）では、小学校の設置及び維持を部落総代に一任した。これは、小学校の設置の義務ではない。「私立小学校補助規則」の再改正（④）では、教員給の補助を引き上げると同時に標準学級を30名から50名に引き上げ、補助を最小限に止めて小学校の経費を徐々に削減する方針を明らかにした²²。さらに「私立小学校経費補助規則」の制定（⑤）においては、私立小学校の監督を、長官のみならず所轄支庁長に課し、

²² 「補助規則改正要旨」『樺太日日新聞』1912年6月29日付。

「地方の状況に適応」させるとした²³。改正の理由からは、樺太庁が、「自治制」の確立という建前のもと、教育費の住民負担増額を企図していたことが読みとれる。

樺太庁は、教員の掌握のみならず、小学校設置時の宅地の区画や土地の貸与に際しても設置を促す条件づけを行い、その管理運営に影響力を行使しようとする姿勢を見せた。経費は年々増額し、1908年の経費6,332円は1913年には47,677円（約7.5倍）となった。これに対し、補助金は、4,726円から25,495円（約5.4倍）であった。経費全体に占める補助金の割合は、1910年以降については、約50%を前後していたのである（表5「私立小学校経費（収入及び支出）の内訳」を参照）。

表5 私立小学校経費（収入及び支出）の内訳

		1908年度		1909年度		1910年度		1911年度		1912年度		1913年度	
私立小学校数		20校		32校		50校		59校		68校		76校	
収入	繰越金	0円	0%	0円	0%	0円	0%	730円	2%	787円	2%	1,071円	2%
	醸出金	1,146	18	5,563	29	10,468	34	13,173	31	14,731	34	18,682	38
	授業料	208	3	897	4	1,108	4	1,855	4	2,391	6	2,318	5
	雑収入	400	6	921	5	3,659	12	6,761	16	2,122	5	1,604	3
	計	1,754	27	7,381	38	15,235	50	22,519	53	20,031	47	23,675	48
補助金		4,726	73	11,836	62	15,323	50	19,858	47	22,600	53	25,495	52
総計		6,480	100	19,217	100	30,558	100	42,377	100	42,631	100	49,170	100
支出	俸給			9,615円	50%	16,952円	57%	23,554円	57%	28,850円	70%	32,014円	67%
	雑給			1,108	6	1,312	4	586	1	314	1	910	2
	旅費	3,539円	56%	591	3	938	3	664	2	1,016	2	999	3
	備品消耗品			4,112	21	5,537	19	7,075	17	8,227	20	9,089	19
	営繕費			3,035	16	3,294	11	7,845	19	1,419	3	2,548	5
	雑費	2,793	44	756	4	1,864	6	1,783	4	1,646	4	2,117	4
計	6,332	100	19,217	100	29,897	100	41,507	100	41,472	100	47,677	100	
補助金/支出計×100		75%		62%		51%		48%		54%		53%	
支出計 - 補助金 (部落負担)		1,606円		7,381円		14,574円		21,649円		18,872円		22,182円	
同上指数(1908年を100)		100		460		907		1,348		1,175		1,381	
1校当たり部落負担		317円		601円		598円		704円		610円		627円	
同上指数(1908年を100)		100		190		189		222		192		198	

出典)『樺太庁治一斑』第3回(1911年);第6回(1914年);第7回(1915年);第8回(1916年)により作成。

町村制の施行されていない樺太においては、部落という村落単位が末端行政の補助的役割を果たしていた。私立小学校とは、部落立小学校ということであり、経費の約半分を補助金で賄うこの在り方は、後年制定された公立小学校制度の原型であった。

農業や漁業従事者からなる村落の財政は財源に乏しく、公共施設の整備を充分に行う余裕を有するところではなかった。公共施設のなかで、小学校の設立維持は優先して行われたが、貧しい村落の私立小学校経営は困難な状態に置かれていた。教員の身分は部落総代の傭い人に過ぎず、給与も庁立に比して安価であった(表6「小学校教員月給の平均額」)。

²³ 1914年5月19日樺太庁訓令第6号「私立小学校補助規則二関スル件」。

表6 小学校教員月給の平均額（単位：円）

		本科正教員		尋小本科正教員		専科正教員		准教員		代用教員	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1911年	庁立	50	31	41	30	-	36	27	-	19	19
	私立	30	21	28	20	-	-	24	18	19	18
1912年	庁立	51	37	40	33	-	-	30	-	22	21
	私立	32	23	31	23	-	-	24	16	17	11
1913年	庁立	50	35	42	31	-	-	29	18	-	25
	私立	36	21	29	21	-	15	24	18	20	11
1914年	庁立	47	37	34	31	-	-	30	20	-	-
	私立	34	22	28	20	-	-	24	18	21	12

出典)『樺太庁治一斑』第7回(1915年)により作成。

樺太庁は、三市街地以外の村落地域に入植した移住者については、公課の徴収を免除していた(1911年まで)。従って、住民にとっては、「税金といふのは私立小学校経費だけ」であり、「それさへ多くは労力提供で済ましてしまふ」のだった²⁴。住民の醸出する小学校の設立維持費は、樺太における地方財政の萌芽をなした。樺太庁が一連の「私立小学校補助規則」を改正する際に、より重視したのは、民力の充実をまって補助金を削減していくことであった。他方で、その補助金は私立小学校への管理体制を維持し強化するという、樺太庁の教育政策にとって重要な側面をも有していた。

このように設置されていった私立小学校は、樺太経営にとって重要な役割を果たす行政施設であった。1909年7月から8月にかけて樺太庁第一部長の中川小十郎が東西海岸を視察した際、アイヌ居住地と並んで訪れた場所が各地の小学校であった²⁵。中川は、各小学校で児童の健康状態や家庭に関する情報収集と、生活全般にわたる指導を行った。その他には、私立小学校と庁立小学校、各支庁との連絡を徹底させるよう指示していた。

後に中川は、豊原支庁管内の各出張所長にむけ、「学校は元来直接の教育問題を離れ、拓殖の方面より見るも人民定住の基となる、学校の子弟を透して住民を善導する事は拓殖上極めて有用の事」²⁶との訓示を行った。中川の指摘するように、樺太において、小学校は「住民定住の基」であり、公署にかわって村落の住民を掌握し、管理するための拠点として期待されていた。

おわりに

樺太庁の日本人に対する教育政策は、政府が「新開地」とみなした地域に移住者を定住させ、統治機構を形成していく過程のなかに位置付けられていた。厳しい財政条件下で着手され

²⁴ 「回顧録」『樺太教育』第3巻第4号、樺太教育会、(豊原)、1927年11月19日、83～84頁。

²⁵ 「中川小十郎『吾輩の簡易生活』立命館大学『立命館学誌』第144号、1931年6月、4頁(以下、146号～149号に続く)。

²⁶ 「新所長に対する訓話」『樺太日日新聞』1911年7月6日付。

た樺太経営の重点は、諸外国に対する体面保持と植民地経営の安定に必要な移住者の誘引に置かれており、樺太民政署はこの観点から、先ずは市街地を計画的に建設した。官立小学校の設置は、こうした国家事業に関わる施策として構想された。当座はそうした政策意図の外に置かれた村落の小学校は、宗教者や有力な私人の設置に始まり、住民の生活安定と教育要求の高まりに伴って、部落単位で住民の醸出を主要な財源とするようになった。住民の醸出は樺太における部落財政の支柱であった。樺太の私立小学校の制度は、樺太統治を末端で支えるシステムとなった。このように、樺太の官立（庁立）小学校と私立小学校にはそれぞれ異なる役割が与えられていた。

1908年に公布された勅令第45号は、教育の機会均等を企図した義務教育制度の条件整備を特徴とした「第三次小学校令」に「準じ」たとされていたが、その恩恵を受けたのは、市街地にある官立（庁立）小学校のみであった。小学校の設置義務のない部落には小学校のないところもあり、醸出金と授業料などの住民負担の増大もあって、市街地と村落における教育条件の格差は拡大していった。

1912年、庁立小学校は3校、私立小学校は68校を数えた。小学校数の増加は著しいものではあったが、そこに通う児童の実情については、「入学、退学頻繁ナルヲ以テ、教授訓練ノ統一上、困難ヲ感スル」旨が報告された²⁷。小学校の不在や交通機関の不備、あるいは保護者の職業などの諸事情により、初等教育そのものから疎外された児童も少なからず存在した²⁸。樺太庁の統計に記載された就学率は、これらの不就学児童を調査の対象外としていた。

官立（庁立）小学校と私立小学校との相異は、民政署が樺太開発を行うにあたって重視した地域に設置されたか否かによるものであった。それは、開発の拠点である市街地の整備を村落よりも優先させた結果であり、入植の初期からその格差は形成されていたのである。

教育条件格差の問題は年々深刻さを増した。1917年には樺太における徴兵検査受検者のうち、義務教育を受けていない者の割合が年々高くなり、このことが問題視された²⁹。住民や教員の間にも不満が醸成されたため、樺太庁は、1920年にこの二種類の小学校を統合するために公立小学校制度を制定し、義務教育の条件整備に踏み切らざるを得なくなったのであった。

²⁷ 前掲『樺太要覧』1912年、266～267頁。

²⁸ 「嶋内初等教育開発私見」『樺太日日新聞』1919年1月7日及び12日付。

²⁹ 「今年検査の壮丁と学力」『樺太日日新聞』1917年5月3日付；「10年遅れた樺太の壮丁」同前、5月12日付。